

一、廿一日より復職の日迄を休業と認め勤務年数を計算すること

此事件のために減首者を一人も出さざることを約し、且二十一日の減首を取消し、罷工期間をも勤績期間とすることを約す 但し日給を給せず

一、将来減首する場合は解雇一時金及規定退職手當を支給せられたし。又身元保證金積立金を即時拂戻せられたし

此に對する將來不景氣の場合に解雇する時は一時金支給相成るやう盡力すること

右の書は實行相成る様盡力致す事を明にするため記載致候

大正九年十二月卅日

幾 戸 永

此覺書は表面上幾戸氏個人なるも當日第一回の會見中屢々幾戸氏は中座し、倉知専務、北田秘書課長と談合したるに依りても、重役及幹部合議の結果なるを知るべし、かくして罷工は局を結べる如く見え幾戸氏は三十一日技工に出勤すべきを命じたり。

▲大晦日の紛議

卅一日職工一同は松本亭に集合し、一團となりて三越に到り仕事納めをなす傍ら、積立金と工賃とを受取るべきを樂みしに、肝腎なる洋服部は重役より解決の通知なければとて電話の交渉を受け付けず

何を計らん三越内部にては幾戸氏が與へたる保證日給に關する覺書の一項に就て重役間に異議あり、遂に訂正論多數を占められたれば午后一時に至り幾戸氏は松本亭に電話し、五委員を招致せり、三越に於て訂正せんとする文句と覺書のそれとの比較左の如し

(覺書) 技工に對者保證日給二圓三十錢を支給されたし

此に對し保證日給の制定に盡力すること但し金額は小生一任のこと

(訂正希望) 之に對しては成るべく手隙なき程度の仕事を與ふること 若し仕事なき時は其收入を相當補充するに足る方法を講ずることに盡力すること

此申出に對し罷工團代表五委員は憤慨し、一同に諍るべけども、交渉は之を以て不調に終るべしと思惟されたしとて席を蹴つて引取りぬ、即ち其相違は覺書に依れば二圓三十錢の保證日給は制定の可能充分なるが訂正の文句に依れば、保證日給は與へられず、手隙なき程度の仕事を與ふるに盡力すべしとは三越の常套語なるも、若し仕事なき場合に於て「盡力したるも及ばず遺憾ながら致方なし」と云はれなばそれ迄なること、若し仕事なき時は其收入を相當補充するに足る方法を講ずるに充分努力することの一項は他見非常に可なるが如きも、三越洋服技工は手工藝者として今日迄紳士服の出來榮えに滿腹の愉快を感じ來れるに、今後收入を相當額に達せしむるためとして電車従業員服を縫はざるべが如き事ありとせば之職人としての生命的傷痍として耐へ得ずと云ふにあり。